

ジェネヒルあざみ野A地区建築協定書

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条およびこれに基づく横浜市建築協定条例（昭和31年6月横浜市条例第17号）第2条の規定に基づき、本協定に定める第4条の建築協定区域（以下「協定区域」という）内における建築物の敷地に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という）の全員の合意によって締結する。

(建築協定区域)

第4条 この協定の目的となる土地の協定区域は横浜市青葉区すすき野三丁目4番2ほか（別紙・建築協定区域図に示す）区域とする。

(建築物に関する基準)

第5条 本協定区域内の建築物の敷地は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 敷地分割後の最小面積を150㎡／区画とする。
- (2) 幹線道路（歩道付道路・別紙建築協定区域図に示す）に面している区画の敷地については、当該道路に面する部分に自動車の出入口を設置してはならない。

(運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するためジェネヒルあざみ野A地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 委員会は協定区域内の土地の所有者等の輪番制による委員若干名にて組織する。
3. 委員の任期は2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 委員は再任されることができる。

(役員)

第7条 委員会に、委員長、副委員長および会計各1名をおく。

2. 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。
3. 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその業務を代行する。
5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。
6. 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を横浜市に報告するものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 委員長は、この協定に違反した者（以下「違反者」という）があった時は、違反者に対し委員会の決定に基づき文書をもって相当の猶予期間を付して是正の為の必要な措置をとることを請求することが出来る。

2. 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第9条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求する事が出来る。

2. 前項の訴訟手続に要する費用等は、違反者の負担とする。

(土地の所有者等の届出)

第10条 土地の所有者等は、土地の所有権および建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届出なければならない。

(協定の変更)

第11条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間または違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第12条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、横浜市長の認可公告のあった日から10年間とす

る。ただし、本協定者の過半数以上の者が廃止の意思がない場合は期間満了の翌日より起算して更に10年間有効期間を延長する。

なお、この協定の有効期間内にした行為に対する第8条および第9条の適用については、なお従前の例による。

(補 則)

第14条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事ならびに委員に関して必要な事項は別に定める。

ジェネヒルあざみ野A地区建築協定に同意します。

平成15年 9月24日

土地の表示

横浜市青葉区

(以下別紙)